

りそなクレジットカード〈クラブポイントプラス〉ＪＣＢ特約

りそなクレジットカード〈クラブポイントプラス〉ＪＣＢゴールド特約

第１条（名称）

本カードは株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社関西みらい銀行および株式会社みなと銀行（以下「４行」といい、お支払い口座に選択した普通預金口座を開設している銀行を「当行」という）とりそなカード株式会社および株式会社ジェーシーピー（以下併せて「両社」という）が提携して発行するもので「りそなクレジットカード〈クラブポイントプラス〉ＪＣＢ」、「りそなクレジットカード〈クラブポイントプラス〉ＪＣＢゴールド」（以下「本カード」という）と称します。

第２条（会員）

本カードは、４行が運用するりそなクラブ、関西みらいクラブ、またはみなとクラブ（以下「各クラブ」という）のいずれかに加入し、本特約ならびに別途両社の定めるＪＣＢ会員規約、当行の定める各クラブサービス規定を承認のうえ、入会の申込みをされた方で、両社が認めた方を会員（以下「会員」という）とし、両社が本カードを貸与します。

第３条（クラブポイントの取得）

- １．当行は、本カードの利用により、各クラブサービス規定に定めるクラブポイント（以下「ポイント」という）を加算します。ポイント加算（各クラブ会員専用サイトへの反映）は、当行が定めるポイント加算基準に基づき、口座振替月の 20 日までに実施します。
- ２．各クラブポイント加算月の前月末時点で各クラブのご契約がない場合、ポイントは加算されません。
- ３．その他各クラブに関する詳細については各クラブサービス規定が適用されるものとします。

第４条（個人情報の収集・保有・利用等）

会員および入会を申込まれた方（以下併せて「会員等」という）は、当行が会員等の下記の個人データの項目につき、必要な保護措置を行ったうえで下記の目的のために利用することに同意します。

（利用目的）

商品・役務等の市場調査、商品開発、サービス情報のお知らせ、宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

（個人データの項目）

- ① 申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入しもしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、ＪＣＢ会員規約に基づき届出られた情報およびお電話等でのお問合せ等により当行が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）
- ② 両社が共同利用する項目
 - ａ．本カードご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報（以下総称して「契約情報」という）
 - ｂ．会員の本カードのご利用残高、お支払い状況等ＪＣＢ会員規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
 - ｃ．お電話等でのお問合せ等により両社が知り得た情報（通話情報を含む）
 - ｄ．両社取引時確認状況
 - ｅ．両社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項
 - ｆ．官報や電話帳等の公開情報

第５条（利用内容・取引内容の共有）

- １．会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等の提供を申出る場合ならびに会員がそのサービスを利用する場合において、第４条記載の個人データの項目を当行と両社において共有することをあらかじめ同意します。
- ２．会員は、両社が会員に対して会員の当行の取引内容に応じた両社商品の優遇サービス等の提供を申出る場合ならびに会員がそのサービスを利用する場合において、会員の当行の取引内容を両社と当行において共有することをあらかじめ同意します。

第６条（会員資格の喪失）

会員が両社の会員資格を喪失した場合または４行以外への口座変更・口座解約の場合は本特約による会員資格も喪失するものとします。

第７条（特約の変更）

- １．本特約が変更され、変更内容を知った後に会員が本カードを利用したときは、会員は当該変更事項を承認したものとみなします。
- ２．本特約に定めのない事項については、ＪＣＢ会員規約が適用されるものとします。

以 上

りそなカード株式会社

(ONTK1410・20250106)